

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

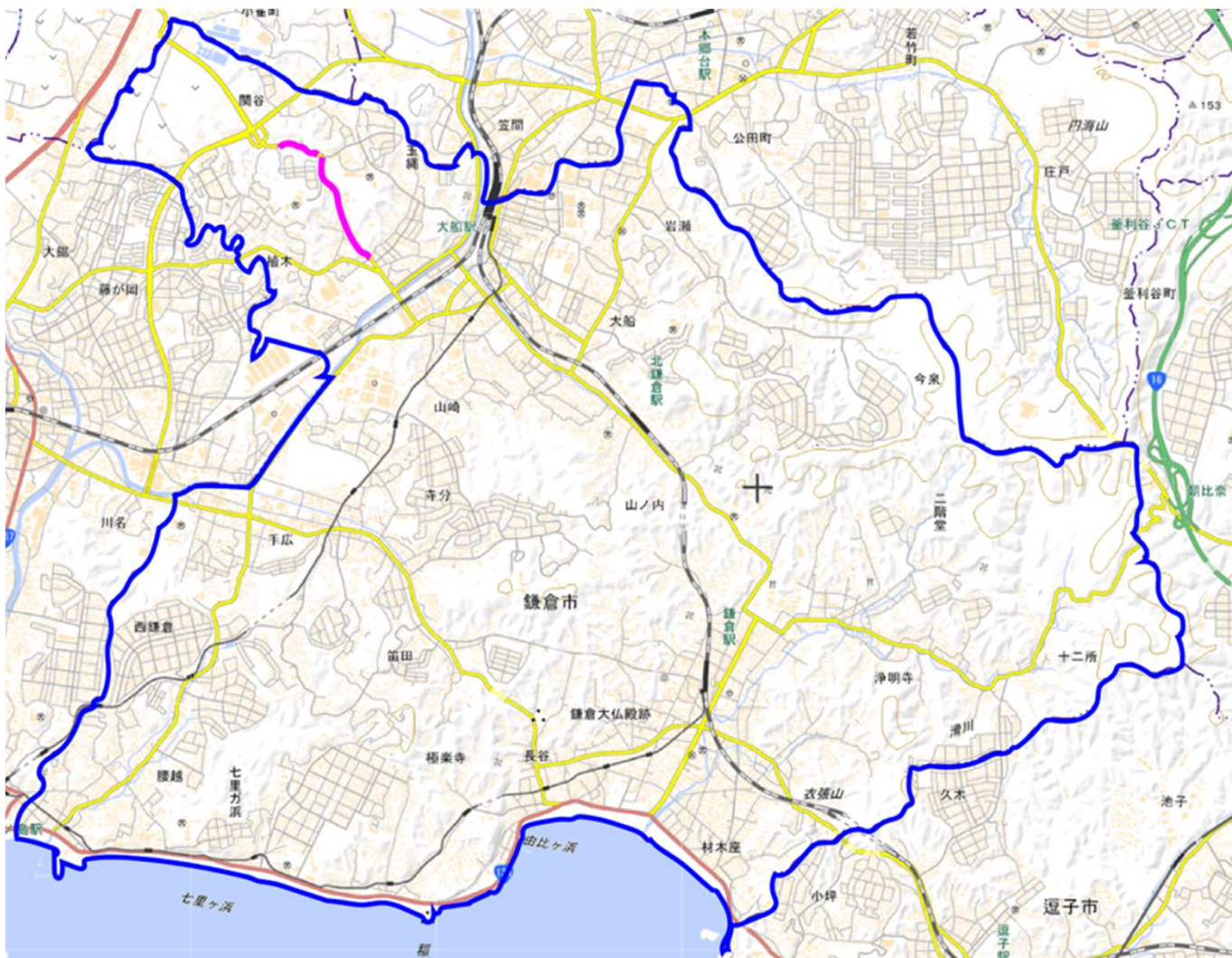
1. 変更認定をした年月日
令和5年2月14日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
株式会社サンオータス
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
ヘルメットを任意等とする特例措置を活用し、以下の目的の達成を目指す。
 - 電動キックボードの利用者及び他の交通主体の双方にとって安全・安心に利用されるような運営方法や仕組みについての検討を行う。
 - 電動キックボードの安全な公道走行に当たっての利用方法についての正しい理解の促進。
 - 電動キックボードのシェアリングサービスが将来にわたり継続的に発展していくためのビジネスモデルの確立を行う。
 - 電動キックボードが都県境をまたがり、多摩川スカイブリッジを安全に走行でき、かつ移動手段としての役割が果たせる事の検討を行う。
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
 - (1) 新事業活動に係る事業の内容
下記(2)に記載するエリア内で、利用者に対して、一定期間、電動キックボードを利用する権利を付与し、利用者の走行データをGPSを介して収集する。
 - (2) 新事業活動を行う場所の住所
東京都大田区の一部、神奈川県川崎市の一部、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町
 - (3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
新事業活動計画に従って実施する事業が、次の1)、2)、3)をいずれも満たし、かつ本事業で使用される電動キックボード（以下「小型電動車」という。）が次の一定の基準を満たしていること。
 - 1) 貸し渡される小型電動車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。
 - 2) 貸し渡される小型電動車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会、経済産業省、国土交通省への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。
 - 3) 当該新事業活動を実施する区域として記載された区域内に交通の著しく頻繁な道路がないこと。(一定の基準の内容)
 - ア 車体の大きさは、次に掲げる長さ、幅及び高さを超えないこと。
 - (ア) 長さ 140センチメートル
 - (イ) 幅 80センチメートル
 - (ウ) 高さ 140センチメートル
 - イ 車体の構造は、次に掲げるものであること。
 - (ア) 原動機として、電動機を用いること。
 - (イ) 15キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

(ウ) 運転者席は、立席であること。

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期
令和4年7月～令和6年4月

新事業活動の実施区域図（神奈川県鎌倉市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

ピンク線:普通自転車専用通行帯

県道阿久和鎌倉 鎌倉市城廻66から鎌倉市玉縄3-728まで

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図（神奈川県藤沢市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

紫線:自転車道

藤沢駅辻堂駅線 藤沢市藤沢438から藤沢市藤沢1035まで

ピンク線:普通自転車専用通行帯

都市計画道路 藤沢市辻堂元町6-58から藤沢市辻堂元町6-48まで

藤沢市辻堂元町6-17-10から藤沢市辻堂元町6-57まで

市道 藤沢市本町3-14-16から藤沢市藤沢496-1まで

藤沢市藤沢496から神奈川県藤沢市鵠沼神明1丁目まで

県道 藤沢市辻堂太平台2-13-25から藤沢市辻堂東海岸1-1-38まで

藤沢市辻堂元町4-3-36から藤沢市辻堂元町6-10-10まで

市道 藤沢市本鵠沼2-18-21から藤沢市鵠沼海岸4-7-34まで

藤沢市鵠沼海岸4-8-14から藤沢市本鵠沼4-6-1まで

市道 藤沢市鵠沼東4-6から藤沢市鵠沼東3-1まで

藤沢市鵠沼東2-3から藤沢市鵠沼東2-5まで

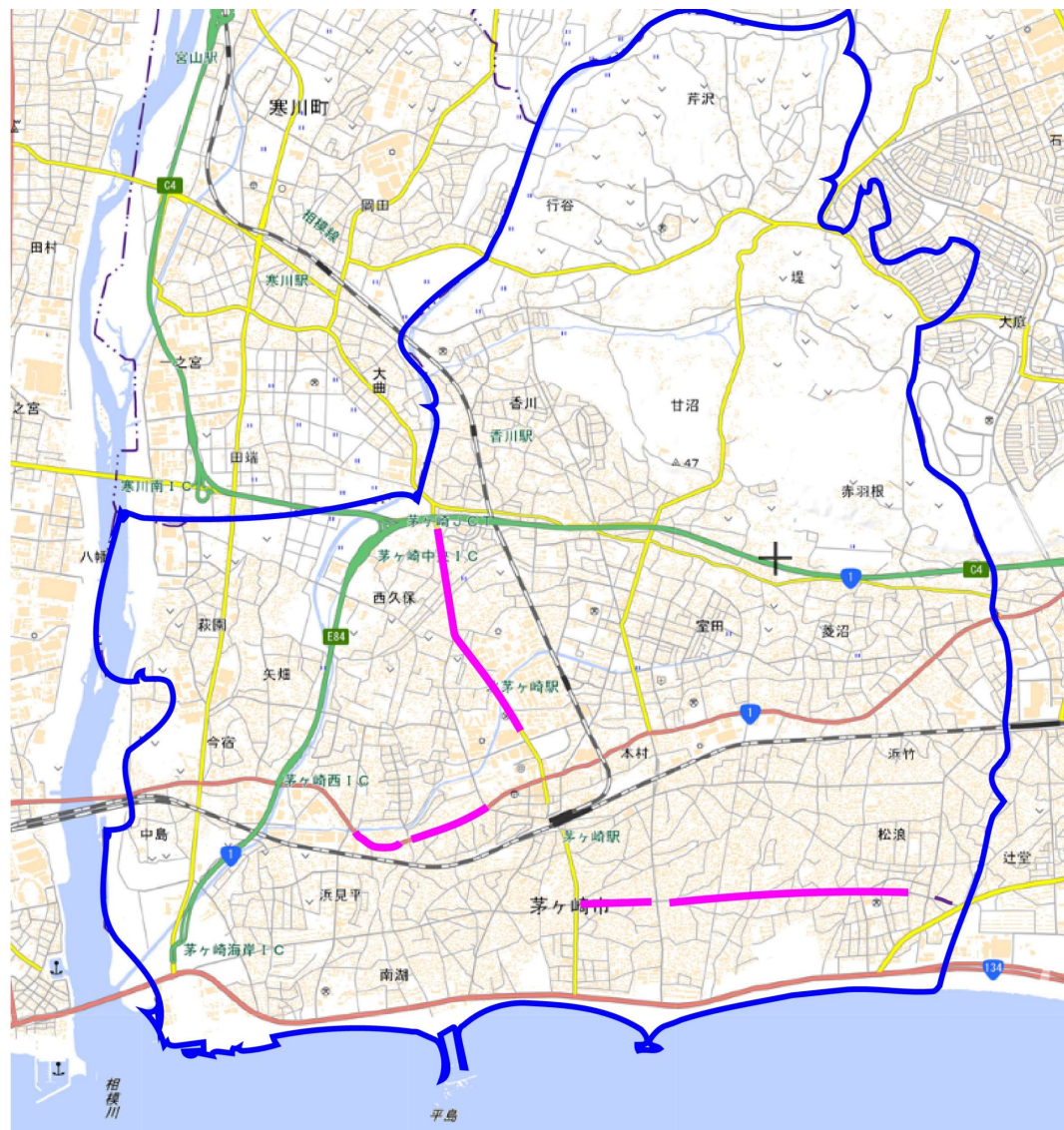
藤沢市鵠沼石上2-5-3から藤沢市鵠沼橋1-4-14まで

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図（神奈川県茅ヶ崎市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

ピンク線:普通自転車専用通行帯

- 県道丸子中山茅ヶ崎 茅ヶ崎市茅ヶ崎3-4から茅ヶ崎市矢畑1438-1まで
一般国道1号 茅ヶ崎市十間坂1-5-1から茅ヶ崎市十間坂2-3-26まで
茅ヶ崎市南湖1-1-30から茅ヶ崎市南湖1-6-22まで
茅ヶ崎市南湖1-7-15から茅ヶ崎市南湖1-9-8まで
茅ヶ崎市南湖1-7-15から茅ヶ崎市南湖1-9-8まで
茅ヶ崎市十間坂3-19-15から茅ヶ崎市十間坂3-1-24まで
県道丸子中山茅ヶ崎 茅ヶ崎市円蔵2433-2から茅ヶ崎市西久保785まで
茅ヶ崎市西久保1527から茅ヶ崎市茅ヶ崎3-1-70まで
市道 茅ヶ崎市浜須賀6-25から茅ヶ崎市浜須賀1-44まで
茅ヶ崎市浜須賀1から茅ヶ崎市浜須賀6まで
茅ヶ崎市平和町6-20から茅ヶ崎市松が丘2-9-42
茅ヶ崎市松が丘2-8-24-13から茅ヶ崎市平和町4-26まで
茅ヶ崎市松が丘1-8-21から茅ヶ崎市松が丘1-10-6まで
茅ヶ崎市松が丘1-7-34から茅ヶ崎市松が丘1-7-18まで
茅ヶ崎市東海岸北5-16-22から茅ヶ崎市東海岸南5-1-19まで
茅ヶ崎市東海岸北5-6-28から茅ヶ崎市東海岸北5-15-19

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図（神奈川県逗子市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図（神奈川県三浦市全域）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

特例対象外区間:対象なし

出典:国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成

新事業活動の実施区域図（神奈川県三浦郡葉山町）

株式会社サンオータス



青線:実証エリア

特例対象外区間:対象なし

出典：国土地理院ウェブサイト(www.gsi.go.jp)、地理院地図データをもとに弊社作成